

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針」 の主な改正内容

平成30年4月1日から介護予防通所介護が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所型サービス）へ完全移行したことに伴い、介護予防通所介護に係る内容を削除する。

また、第1号通所事業に関して、市町村等において類似の指針等が定められていない場合は、愛知県の指針に準じて宿泊サービスを提供するよう努めることとする。